

平成28年度 おいしい山形空港旅くらぶ「こどもと空旅キャンペーン」 助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形空港利用拡大推進協議会（以下「協議会」という。）が、おいしい山形空港の一層の利用者拡大を図るため、子ども同伴の家族旅行等で山形～羽田便及び山形～名古屋便を利用した「おいしい山形空港旅くらぶ（以下「旅くらぶ」という。）」会員に対する助成金を交付することに関し、必要な事項を定める。

(助成対象者、助成額及び助成数)

第2条 助成金の助成対象者、助成額、助成数等は、次表のとおりとする。

助成対象者	子ども同伴の家族旅行等で、山形～羽田便又は山形～名古屋便を利用した旅くらぶ会員
対象期間	平成28年12月1日～12月28日、平成29年1月4日～2月28日
助成額	子ども1名につき片道@3,000円
助成予定数	羽田便600席、名古屋便600席（先着順）
留意事項	①「子ども」とは、15歳以下（中学3年生まで）の旅くらぶ会員の三親等内の親族で、旅くらぶ会員との同居は問わない。ただし、航空機の座席を利用しない乳幼児は対象外とする。 ②旅くらぶ会員と子どもが同一便を利用した場合に対象とする。 ③子どもが無償搭乗券を利用した場合は対象外とする。 ④旅くらぶに入会後の期間を対象とする。 ⑤協議会が実施する搭乗者助成制度との併用はできないものとする。

(事前申込)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、旅くらぶ事務局（山形空港ビル株式会社）に電話又はメール等により、事前に申し込みを行うものとする。

2 旅くらぶ事務局は、申請者から事前申込みがあった場合は、助成予定数の範囲内において申請者に予約番号を付与する。

(交付申請)

第4条 申請者は、当該航空機の利用後、予約番号を記載した別記様式1号「平成28年度おいしい山形空港旅くらぶ『こどもと空旅キャンペーン』申請書」に、旅くらぶ会員及び子どもが搭乗したことを証する書類及び子どもの年齢を確認できる書類等を添付のうえ、旅くらぶ事務局に提出するものとする。

2 前項に掲げる交付申請の期限は、搭乗日の属する月の翌月末日までとする。

(交付決定)

第5条 申請書の提出を受けた旅くらぶ事務局は、内容を確認し適当と認めるときは、別記様式2号「平成28年度おいしい山形空港旅くらぶ『こどもと空旅キャンペーン』交付申請一覧」に、申請書及び申請者の提出した添付資料を添えて協議会に進達する。

2 協議会は、これを審査し適当と認めるときは、交付の決定を行うものとし、交付の決定は助成金の支払いをもって代えるものとする。

3 協議会は、交付の決定をするにあたり、追加の資料が必要であると認めるときは、申請者に対し資料の提出を求めることができる。

(助成金の返還)

第6条 協議会は、虚偽の内容その他不正の行為又は過誤等により不正に助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の返還を申請者に命ずることができる。

2 申請者は、前項の規定により返還を命じられた場合は、受領した助成金を速やかに返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。